

令和6年度第4回介護保険運営協議会次第

日時 令和7年2月26日(水)

午後1時30分～3時

場所 一関保健センター多目的ホール

1 開 会

2 挨拶

3 審議等

(1) 報告事項

ア 令和6年度指定地域密着型（介護予防）サービス事業所等運営指導の実績について (資料No.1)

イ 指定地域密着型サービス事業所の指導監査について (資料No.2)

ウ 指定地域密着型サービス事業者の廃止について (資料No.3)

エ 令和6年度地域連携推進会議の報告について

① 一関西部地域連携推進会議 (資料No.4)

② 一関東部地域連携推進会議 (資料No.5)

オ 指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業の一部委託届出について (資料No.6)

カ 特別養護老人ホーム入所待機者調査の結果について (資料No.7)

(2) 審議事項

ア 指定地域密着型サービス事業者の新規指定について (資料No.8)

イ 指定介護予防支援事業者の指定更新について (資料No.9)

(3) その他

4 その他

5 閉 会

(次回開催：(令和7年6月ごろ))

介護保険運営協議会委員名簿

任期：令和6年4月1日～令和9年3月31日

※任期途中での変更があった場合は現任者を掲載

No.	役員	地域	氏名	所属	選出規定	備考
1	会長	一関	秋 保 茂 樹	一般社団法人一関市医師会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
2		花泉	吉 原 睦	一関歯科医師会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
3		川崎	岩 渕 一 昌	両磐ブロック高齢者福祉協議会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
4		一関	高 橋 一 夫	一般社団法人岩手県介護老人 保健施設協会 事務局長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
5	副会長	一関	村 上 秀 昭	社会福祉法人一関市社会福祉 協議会 介護事業課長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
6		一関	佐々木 裕 子	一関市民生委員児童委員連絡 協議会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
7		平泉町	佐 藤 照 子	平泉町民生児童委員協議会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
8		一関	阿 部 英里子	両磐地区介護支援専門員協議 会 理事	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
9		一関	長 澤 茂	一関市医療と介護の連携連絡 会 幹事長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
10		一関	岩 渕 松 義	認知症の人と家族の会岩手県 支部一関地区世話人	第3条第1項第2号 (被保険者)	
11		一関	沼 倉 恵 子	一関市まちづくりスタッフバン ク	第3条第1項第2号 (被保険者)	
12		藤沢	小野寺 健 一	一関市行政区長会連絡協議会 会長	第3条第1項第3号 (各種団体等の関係者)	
13		一関	長 田 昌	一関市老人クラブ連合会一関 支部 支部長	第3条第1項第3号 (各種団体等の関係者)	
14		花泉	佐 藤 みさ子	一関市保健推進委員連絡協議 会 副会長	第3条第1項第3号 (各種団体等の関係者)	
15		-	木 村 博 史	岩手県一関保健所長	第3条第1項第4号 (学識経験者)	

(順不同)

介護保険運営協議会出席職員名簿

構成市町関係

職 名	氏 名	備 考
介護保険担当参事	山 形 雅 彦	一関市福祉部長
介護福祉主幹	伊 東 裕 芳	一関市福祉部長寿社会課長
介護福祉主幹	菅 野 文 子	平泉町保健センター所長

一関地区広域行政組合関係

職 名	氏 名	備 考
事務局長	佐 藤 正 幸	
事務局次長兼介護保険課長	千 葉 信 子	
介護保険課長補佐兼資格給付係長	坂 本 光 司	
介護保険課長補佐兼認定調査係長	中 村 謙 介	
介護保険課介護保険総務係長	糸 数 透	
介護保険課主任主事	若 生 晃 央	
介護保険課主任	鈴 木 正 志	
一関西部地域包括支援センター所長	小野寺 久 美	
一関西部地域包括支援センター社会福祉主査	千 田 修	
一関東部地域包括支援センター所長	佐 藤 恵 美	
一関東部地域包括支援センター主任社会福祉士	菅 原 大 輔	
さくらまち地域包括支援センター所長	太 田 真希子	
はないずみ地域包括支援センター所長	小野寺 伸	
しぶたみ地域包括支援センター所長	小野寺 理 恵	
ふじさわ地域包括支援センター副看護師長	小野寺 朝 子	
ひらいずみ地域包括支援センター所長	千 葉 礼 子	

一関地区広域行政組合介護保険運営協議会規則

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合規則第18号

改正 平成24年3月30日 規則第4号

改正 令和6年3月29日 規則第5号

(設置)

第1条 この規則は、一関地区広域行政組合介護保険条例（平成18年一関地区広域行政組合条例第27号）第3条の規定により、一関地区広域行政組合介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 介護保険事業計画の策定及び推進に関して審議すること。
- (2) 介護サービスの提供に関して審議すること。
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条の2第5項の規定により地域密着型サービスに関して審議すること。
- (4) 法第54条の2第5項の規定により地域密着型介護予防サービス費の額に関して審議すること。
- (5) 法第78条の2第7項の規定により指定地域密着型サービス事業者の指定等に関して審議すること。
- (6) 法第78条の4第6項の規定により指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関して審議すること。
- (7) 法第115条の12第5項の規定により指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関して審議すること。
- (8) 法第115条の14第6項の規定により指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関して審議すること。
- (9) 法第115条の22第4項の規定により介護予防支援事業者の指定に関して審議すること。
- (10) 法第115条の46に規定する地域包括支援センターの設置、運営、事業評価等に関して審議すること。

(11) 前各号に掲げるもののほか、介護保険事業の運営上必要と認める事項に関して審議すること。

2 協議会は、前項第3号から第9号に掲げる事項並びに地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援（以下「地域密着型サービス等」という。）の質の確保、運営評価その他一関地区広域行政組合管理者が地域密着型サービス等の適正な運営を確保する観点から必要と認める事項を審議するに当たっては、地域密着型サービス等運営委員会（地域密着型サービス等の費用、事業者の指定等、設備及び運営等に関し、市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験者を有する者の知見の活用を図るための必要な措置として設置される委員会をいう。）としての機能を担うものとする。

3 協議会は、第1項第10号に掲げる事項を審議するに当たっては、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1項第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会としての機能を担うものとする。

（組織）

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 保健医療福祉の関係者
- (2) 法第9条に規定する第1号被保険者及び第2号被保険者
- (3) 各種団体等の関係者
- (4) 学識経験を有する者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会は、管理者が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、介護保険課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第4号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第5号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年度指定地域密着型（介護予防）サービス事業所等運営指導の実績について

1 運営指導の実績

介護保険法第23条（※）及び一関地区広域行政組合介護保険施設等指導要綱に基づき、運営指導を実施しました。これについては、指定期間内に概ね1回（施設系は概ね3年に1回）を目安に実施しており、事業所から事前に提出いただいた調書により、利用契約に関する書類やサービス提供に関する書類及び事業所内の状況等を確認しました。

サービス名	R6管内 事業所数	R2	R3	R4	R5	R6
地域密着型通所介護	19	2	4	1	7	3
認知症対応型通所介護	3	1	—	—	1	—
小規模多機能型居宅介護	5	1	1	1	—	—
認知症対応型共同生活介護	28	13	9	6	13	9
地域密着型特定施設入居者生活介護	2	—	1	1	—	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	9	2	6	1	2	5
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	—	—	—	—	—
看護小規模多機能型居宅介護	1	1	—	—	—	—
地域密着型サービス計	69	20	21	10	23	17

以下参考

居宅介護支援事業所	47	3	8	6	13	9
訪問型サービス（総合事業）	31	8	4	6	3	11
通所型サービス（総合事業）	56	5	4	9	4	15
計	134	16	16	21	20	35
合計(地域密着型サービス含む)	203	36	37	31	43	52

2 監査の実績

介護保険法第23条及び一関地区広域行政組合介護保険施設等監査要綱に基づき、通報、相談等に基づく情報を踏まえ、指定基準違反等の確認について必要がある場合、帳簿書類等の提出、出頭または立ち入り検査（監査）を行っています。

指定基準違反等が認められた場合には、勧告、命令、指定の取消し等を行いますが、令和6年度は同一事業所に対して2回実施しております。経緯等について今までの介護保険運営協議会にて報告しています。

※介護保険法第23条（文書の提出等）

保険者は、保険給付に関して必要があると認めるときは、居宅介護支援、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス（これらに相当するサービスを含む。）を担当する者に対し、文書その他の物件の提出もしくは提示を求め、もしくは依頼し、又は当該職員に質問もしくは照会をさせることができる。

3 指導内容

令和6年度の文書及び口頭での指導事項は以下のとおりです。

項 目		件 数			
		居	総	地	備考
(1) 介護報酬、加算に関すること				3	要件、記録の整備等について
(2) 届出に関すること		1	2	1	事業所変更届の提出漏れ
(3) 人員に関すること			1	1	必須研修の受講
(4) 設備に関すること					
(5) 運営に関すること		23	56	61	
内 訳	① 入退所				入所要件の確認方法
	② 被保険者証	2		3	利用開始日等未記載
	③ 内容・手続きの説明・同意・契約	5	11	15	契約書、重要事項説明書等の不備
	④ 居宅サービス事業者等との連携				
	⑤ 利用料、預り金等			2	出入金の確認体制について
	⑥ 身体拘束、褥瘡予防、感染症指針等		3	3	委員会の開催、記録の作成
	⑦ 外部（自己）評価			1	外部（自己）評価の未公表
	⑧ サービス計画	5	5	5	担当者会議、アセスメント未実施、計画達成状況未記載、計画とサービス提供内容の不一致、計画内容の具体化
	⑨ 運営規程、重要事項説明書等	3	15	11	運営規定内容の不備、身体拘束の未記載
	⑩ 非常災害対策	3	10	4	訓練の実施・記録、BCP作成、災害マニュアルの不備
	⑪ 衛生管理				感染症予防及びまん延防止措置
	⑫ 地域との交流			7	運営推進会議実施回数の不足、地域交流の推進
	⑬ 事故発生時の対応、事故防止の体制				事故防止対策の強化
	⑭ 管理者の責務				
	⑮ 掲示	2	2	3	運営規程、苦情対応体制の掲示、掲示場所の変更
	⑯ 苦情対応	2			苦情対応の記録様式及び記録の不備
	⑰ 緊急時の対応		1	1	連絡網の準備
	⑱ サービスの質（研修・広告）		2	3	研修の機会の確保
	⑲ 記録	1	5	2	担当者会議・モニタリング、送迎の記録の準備
	⑳ 秘密保持		2	1	個人情報利用について家族からの同意なし、同意書やケース記録の保管場所の変更
	㉑ その他事務指導				
合 計		24	59	66	

居：居宅介護支援事業所、総：総合事業を行う事業所、地：地域密着型サービス事業所

指定地域密着型サービス事業所の指導監査について

【一関地区広域行政組合情報公開条例第7条第3号アに該当するため非公開】

指定地域密着型サービス事業者の廃止について

1 概要

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項に基づき廃止の届け出があった事業所です。

2 対象事業所

サービスの種類	事業所名 (事業者名)	事業所所在地	定員 (人)	指定年月日	廃止年月日 [*]	廃止事由
地域密着型 通所介護	デイサービス金沢の丘 (株式会社Myケア)	一関市花 泉町金沢 字上寺袋 61-2	18	H28.4.1	R7.2.28	事業譲渡

令和6年度一関西部地域連携推進会議報告

日時: 令和7年1月21日(火) 14時～16時
場所: 一関保健センター 栄養指導室

1. 会議開催の目的

テーマ「8050問題」～相談支援から
見た複合的課題への対応～



「一関西部地域連携推進会議」は、複数の日常生活圏域に共通し、市町村レベルでの検討が必要な課題について協議を行う場です。

西部地域管内では複合的な課題を抱えた対象者やその家族も増えており、西部地域管内の地域包括支援センターでも分野や制度を越えた横断的な対応が求められています。本年度はその中でも「8050問題」をテーマとして、各制度・分野における相談支援の在り方について共通理解を図り、認知症をはじめとした複合的な課題についてそれぞれのサービス支援の流れと課題を共有することとし会議を開催しました。

会議では、複合的な課題について模擬事例を用いてその関わりや支援方法を各分野の担当者等から回答、説明する機会を設けました。その中でそれぞれのサービス支援の流れと課題なども共有し、横断的な支援の必要性和協働支援体制の構築を図りながら具体的な課題解決に向けた意見交換を実施しました。

2. 報告 「8050問題」への対応の現状と課題



出席者から事前に挙げられた課題

8050世帯で残された子が生きづらさを抱え、相談に繋がるケースが増えたように感じる。支援方法や活用できる制度の支援者間での理解の差や活用できる資源が少ない。関わってほしくないご家族もあり介入が難しい。親が亡くなったり、施設入所で親への支援者がいなくなったりしたあとの引きこもりの子の生活が気にかかる。複雑な個別ケースになることが多いため、支援者にとっての精神的負担が大きい。

【当日出された意見】

＜対応の現状＞

1. 高齢者をきかすに子の引きこもり気づいてから
 2. 高齢者への支援終了すると...
 3. 保健所、保世へ情報提供は失は？
 4. 高齢者への支援がメイン → 家族に会えず
→ 関係性の問題
→ サービス調整(難)
 5. 同行訪問するも本人に会えず + 本人の困り事 → 今入の糸(少) → 精神科領域の介入必要
→ 更に支援の糸口減る
 6. 本人だけが自宅に残されると関係構築(難) → 訪問の頻度は、状況によりナリ
 7. インターネットで買い物等できている※「お金はばい」
 8. 引きこもり当事者自身医療が必要ケースも
 9. 市町村から保健所に目録送らなければならない
 10. 親(高齢者)と引きこもり当事者の共依存
 11. 不登校時期から続く長らく関わっているケースあり
 12. 1保世、包括で受けた相談に社協と共に支援
 13. 金銭的課題と親子関係性の課題あり
 14. 虚待への介入から親世代の認知症の症状買収も
 15. 相談先を探るにネットは活用している様子
 16. 相談機関にメールは来ないが、親子でメールのみ
 17. 「言えや苦手」とメールでのやり取り希望すること
- 「お金はばい」「お金を貸して欲しい」と社協へ相談
当事者→社協、当事者→民寄→社協
- 包括へまずは一報
施設へ前後は面会の機会を(伊)
- 民生委員からの相談 ← 近隣者から、民衆活動でも会われない
- 共有ノートで連絡取り合う(家族提案)
サービス事業者を通じて連絡
- Q. 高齢者支援に後の近隣との関わりは？
・以前からその地域で暮らしているが、見守り体制ある
・貸付住宅だと孤立しているケースも
・高齢者支援を終るきっかけに、保健師へ相談することも
- Q. 引きこもりの実態(把握)は？
・全容は捉えていない
・相談を受けた初めて知ることばほとんど
・高校につけがらばれたことば、かき
放す(利用)できないが、と相談受けることも
→ 成人期の支援の移行(引継ぎ)の課題もある
- ・支援に入るとしても引きこもりの解消は困難
世帯員の生活が成り立つようば支援で関係性や役割を分担し
実行している。

各機関からみた現状

きっかけが高齢者への支援導入だが、他にも支援が必要な家族がいることわかる。

複数の課題を抱えた対象者及びその家族(複雑な事案)が増えており、単一機関での解決が困難となっている。また、解決が困難でかつ時間や人員を一定以上要する事案も増えている。

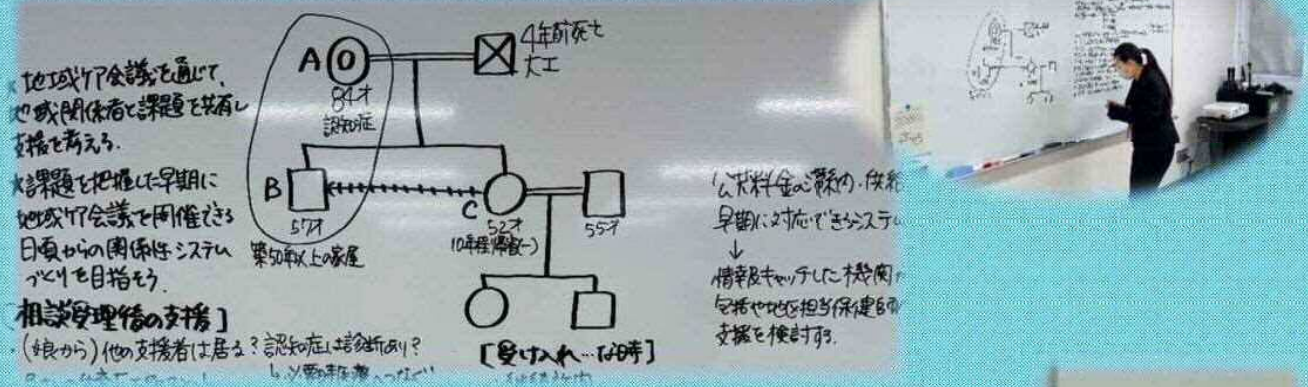
身寄りがない、家族がいても関係性が悪く支援者がいない、経済困窮等の事案も増えている。

若い世代はインターネットで買い物などを行い生活はできている場合もある。



3. 意見交換

テーマ「8050問題」の事例へのアプローチ



【地域包括支援センター】

世帯内で支援対象が複数となった場合には、支援者側も非常に疲弊する。課題のある場合には、地域ケア個別会議にて現状の共通理解と課題の整理、関係機関等の役割分担を行っている。



【行政機関】

同行訪問するも支援を求めない、困り感がないという状況から具体的な支援や制度につながらないこともある。関係性を構築することが重要で、置手紙で所在を確認しながら少しずつ関係を構築していくこともある。

【居宅介護支援事業所】

高齢者の支援をきっかけに介入していくが、その家庭内にある別の問題が顕在化することがある(引きこもりなど)。また、支援を受けること自体を拒否するケースも少なくない。

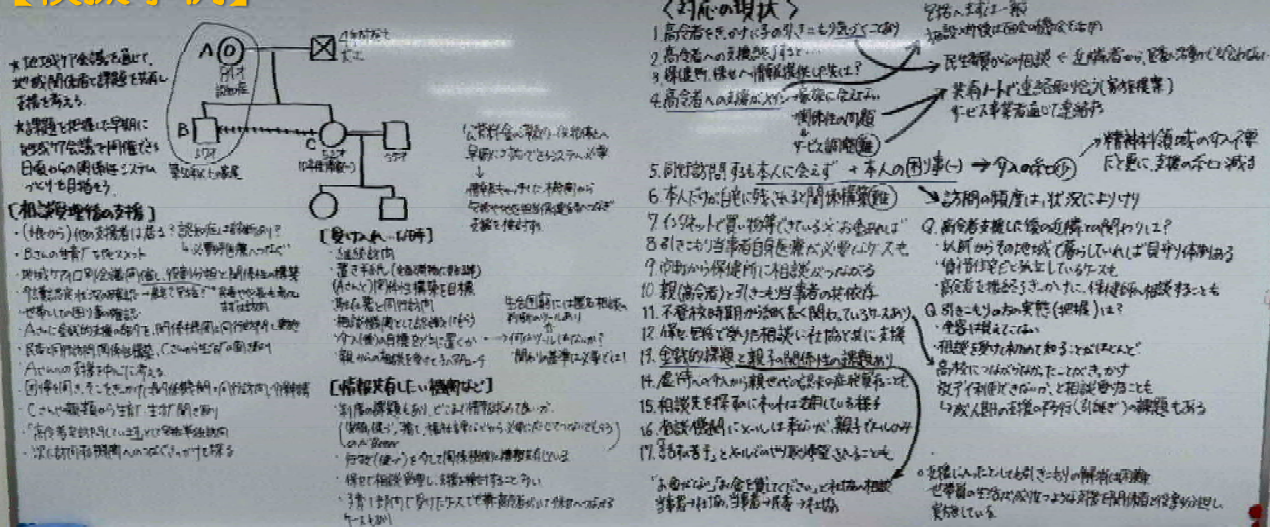


【その他】(社会福祉協議会、基幹相談支援)

不登校をきっかけに長期間にわたって引きこもりとなっているケースもあり、横断的な対応が必要な場合も多い。支援のきっかけとして金銭的な不安から相談につながるケースもあり、解決が難しいと対象者が感じ自ら相談にくる場合もある。



【模擬事例】



出席者からは、

4. まとめ

支援する側として相談支援の中で本人及び家族が抱えている問題に気づき、制度や分野を超えて適切な支援や機関へとつなぐことが必要であることを再確認しました。課題解決するためには関係機関や地域の支援を巻き込み顔の見える関係性の構築や相互にできることを確認し、それぞれの支援の中で、可能性を探ることも解決の一つの手段と言えます。そして誰もが住みやすい地域づくりに向かっていけるよう、今後も一緒に学びを深め考えていきましょう。

令和6年度 一関東部地域連携推進会議報告書

令和7年2月26日(水)
第4回介護保険運営協議会資料
介護保険課

資料No. 5

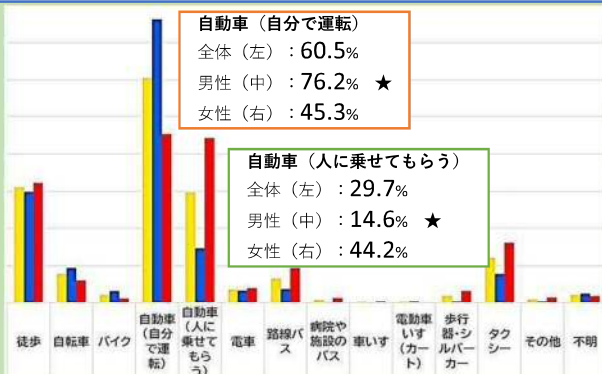
第1回：10月3日開催（千厩支所大会議室）
第2回：1月29日開催（川崎市民センター研修室）

1. 令和5年度からの経緯（令和6年3月22日実施）

テーマ | 自動車の存在から見てくる地域性

参集者／支所市民福祉課、社会福祉協議会、ふれあいサロン、生活支援コーディネーター、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター

テーマ設定の背景 | 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果」における「外出時の移動手段」に着目



■運転免許返納に係る相談は男性高齢者に多い。
⇒千厩警察署からの『運転免許自主返納者の情報提供（希望者）』は、令和5年度において男性が約78%を占めた。（男性7件/女性2件）
■ニーズ調査結果から、男性は自分で運転する場合が突出して多い。
⇒女性は、自分で運転する場合と、人に乗せてもらう場合では大差がない。

■男性が免許返納に抵抗を受けるのは、移動手段の喪失以外にも様々な心理的抵抗や 地域性が隠れているのではないかと仮説

旧東磐井6圏域ごとにワークショップによるディスカッションを実施

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（令和5年3月/一関地区広域行政組合）より

ワークショップから考察した内容 |

- 自分で運転できている時：家族から頼られる、運転自体がステータス・プライド、運転そのものが「健康の証」
- 自分で運転できなくなった時：自分自身への悔みさ、外出意欲の低下、大きな喪失感、自己実現の諦め
- どの地域も共通し、特に男性が抱きやすく、「頼ることはみっともない」等と捉える傾向にある。女性は比較代替手段（人に乗せてもらう等）を受け入れやすく、運転そのものの固執・意味づけが弱いと推察。
- 自動車運転ができなくなることは単なる移動手段の喪失のみならず、心身の虚弱や社会性の喪失等、地域とのつながりに密接に関わっている可能性がある。

地域とのつながりを再創出するにはどのような形・可能性があるか、考えることが重要

2. 令和6年度の内容 テーマ | 運転免許を返納した高齢者の地域での役割を考える

参集者／支所市民福祉課、社会福祉協議会、ふれあいサロン、生活支援コーディネーター、居宅介護支援事業所、まちづくり協議会、地域包括支援センター
手法／ワークショップ方式によるディスカッション

第1回会議 | ワーク①もし自分が運転免許を返納したとしても、どうすれば生きがいのある生活が送れるか？
| ワーク②「ワーク①」の中から実践するプランをひとつ作ってみる。

ワーク①

仕事（畑仕事、草刈り等）、趣味（運動、麻雀等）、交流（家族・友人との談笑、行事参加等）が大多数を占めた。

ワーク②

【テーマ】

【懸念されること（最終目標）】

【役割分担】

《大東》大東地域でウォーキング駅伝!!	○日時（皆忙しい） ○定着	○ランナー ○応援 ○給水係 ○救護 ※各市民センターを目指そう!!
《千厩》「健康づくり」「麻雀」等をやる。	○場所 ○経費（お金）どうするか ○道具が必要（購入目的） ○参加者をどうやって集めるか ○世話役	○近所の方 ○自治会 ○サロン ○市民センター
《東山》東山地域で交流会を持つ。	○場所の確保 ○移動手段 ○周知する方法 ○対象者の把握 ○世話人の確保	○会場の目星をつける ○内容を考える ○準備物の確認 ○グループ分け
《室根》野菜作りを通じて地域の交流を図る	○畑の確保（休耕土地の利活用） ○経費 ○畑までの移動手段 ○免許返納するとトラクターも運転できない	○農業経験者が野菜作りの指導
《川崎》地域で!!収穫祭	○収穫できない ○やる人が限られる ○マンネリ化 ○会場までの移動手段 ○経費	○自治会 ○老人クラブ ○いきいきサロン ○社協
《藤沢》30年先までサロンを続ける	○クラブ活動的な項目を増やす	○会場の確保 ○内容の検討

「身近で実際にできそうなテーマ」に変換できないか...

- 第2回会議 | ステップ①地域にどのようなつながりがあるか、既存資源の情報を出し合う。
| ステップ②『運転免許を返納した高齢者』を引き入れる場合の参加の形を想像してみる。
| ステップ③何かひとつ小さい単位でプランニングしてみる。

■導入1 中津谷川イルミネーション同好会からの事例紹介

⇒選定理由：最初は隣同士の2軒から始まり、自然発生的に取り組みが広まることで地域活性化につながったため。

2 まちづくり推進課からの情報提供（地域づくり交付金の説明と取り組み事例の紹介）

ステップ1

- 趣味 ⇒釣り、パッチワーク、囲碁・将棋・麻雀、川柳、野菜づくり
- 地域活動 ⇒かかしづくり、花壇、自治会活動、地域の商工会、サロン
- ボランティア ⇒登下校の見守り、スノーバスター、小学校読み聞かせ、河川清掃
- 運動 ⇒散歩、ゲートボール、太極拳、百歳体操、グランドゴルフ
- 仕事 ⇒シルバー人材センター、夜間管理人、中山間地活動（刈り払い）
- イベント ⇒千歳ひなまつり、イルミネーション、自治会運動会



ステップ2

- 人員 ⇒イベントのスタッフ、お世話人、チラシ作成、競技選手
- 会場 ⇒活動場所の提供（自宅の開放）、集まる拠点にする（会場の持ち回り）
- 講師 ⇒懐かしメニューの先生（調理指導）、地域の昔語り、オンデマンド車掌、昔遊び（昔話）を教えてもらう
- ご当地 ⇒地域の子どもたち皆のおじいちゃん・おばあちゃん（立ち寄りスポット）、地域の案内人（歴史や地理）

ステップ3

【テーマ】	【内容（何をするか）】	【免許返納した高齢者の役割役割】	【○引き込む工夫 / ●課題】
《大東》 皆で外へ出よう!! 第1回興田亀さん駅伝～ゆっくり自分のペースで～	○みんなで少しずつ歩く ○一人一本たすきリレー（家の玄関まででも、ワンちゃんを連れてても） ○目指せ市民センター	○高齢者も選手 ○応援団 ○給水係	○運動のきっかけづくり・水分補給の習慣づけを目標とする。
《千歳》 買い物ツアー	買い物ツアーの実施（定例開催）	○買い物代行 ○呼びかけ ○自分も買い物を楽しむ	○カーシェアリング ○ボランティア・世話人から情報発信（チラシ・声かけ）
《東山》 特技を活かした教室	「○○教室」の開催	○講師 ○参加メンバー ○会場の提供 ○見本の作成	○免許返納者へ「特技を活かしてみませんか？」というチラシを配布（市役所・広報） ○口コミ・声かけ ●行政区長さんに返納者を確認してもらう ●送迎体制を整える
《室根》 サロン・カフェ（隣組くらい小さい単位で）	○買い物 ○調理 ○食事会 全部みんなで楽しむ	○買い出し（自分の買い物もついでに） ○場所の提供 ○郷土料理の先生	○友人・知人のお誘い（免許ある方だとGood） ●迷惑をかけると思っている、世話をかける... ●ルールが必要（ガソリン代1回500円とか） ●会費（食事代）
《川崎》 かわさきカフェ	○健康麻雀教室・郷土料理教室	○講師/指導者 ○道具の提供 ○スタッフ/メンバー	○チラシ作成⇒自治会報へ掲載 ●いつも来ない人をどうする？周りから崩していく⇒近隣、同級生、孫など
《藤沢》 ◎地区の老人会の立ち上げ	○地区の老人会の立ち上げ（婦人会の協力を得る）	○声かけ ○参加者の取りまとめ ○チラシ配り ○得意なことを教えてもらう	○それぞれの得意分野を見つける ○自治会、地域おこし協力隊とタイアップ

3.まとめ

○同一テーマを土台に視点を変えたワークショップを継続して行ったことで、議論の深掘り、地域の草の根レベルの情報や様々なアイデアを共有する機会につながった。
○事後アンケート結果から、「ワークショップが有意義な時間だった」「ある程度役に立つ時間だった」の回答が全体の92%を占めた。その内「実践できそうなイメージが持てた」が57%、「持ち帰れる情報が色々得られた」が43%を占めた点も、一定程度の成果と振り返る（複数回答可）。 ※いずれも2/7時点。
○運転免許返納によって悲観的な捉え方だけに注目することが少なくなるように、運転免許を返納してもこれまでとは違った形での自己実現や自分にできることを再発見するひとつの場として、地域の受け皿・居場所がとても重要な意味を持つ。
○地域とのつながりを再構築するためには、引き込む工夫や地域に沿った協働の形を模索することが重要だと考える。

指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業の一部委託について

介護保険法第115条の23第3項及び第115条の47第5項の規定による委託事業所一覧

No.	事業所番号	指定介護予防支援等の一部を委託しようとする事業所			委託しようとする指定介護予防支援等の内容										指定介護予防支援等の一部を委託しようとする期間	地域包括支援センター						
		名称	〒	所在地	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		西部	東部	さくら まち	はな いずみ	しぶ たみ	ふじ さわ	ひら いずみ
30	0370900482	やまゆり居宅介護支援事業所	029-0803	千厩町千厩字宮敷45-1	○	○	○	○	○	○	○	○			令和7年1月6日～令和7年3月31日					○		
計																26	19	17	14	16	7	5

■委託する指定介護予防支援の内容
1：アセスメントの実施
2：介護予防サービス計画原案の作成
3：サービス担当者会議の開催
4：介護予防サービス計画原案の説明・同意
5：介護予防サービス計画書の交付
6：サービス提供の連携・調整
7：モニタリング
8：評価
9：給付管理
10：その他（介護予防支援等契約に係る説明及び契約締結）

- ※ 介護保険法（平成9年法律第123号）
第115条の23第3項 指定介護予防支援事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定介護予防支援の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。
第115条の47第5項 前項の規定により第一号介護予防支援事業の実施の委託を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託を受けた事業の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- ※ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
第140条の36 法第115条の23第3項の厚生労働省令で定める者は、指定居宅介護支援事業者とする。
第140条の71 法律第115条の47第5項の厚生労働省令で定める者は、指定居宅介護支援事業者とする。
- ※ 一関地区広域行政組合地域包括支援センター業務委託契約書第4条の規定による「地域包括支援センター業務内容等に関する仕様書」
第2(2)エ 指定介護予防支援業務の委託 ① 及び
第2(1)アiv) 介護予防ケアマネジメント業務の委託 ① より
「委託に関し介護保険運営協議会に報告すること」としている。

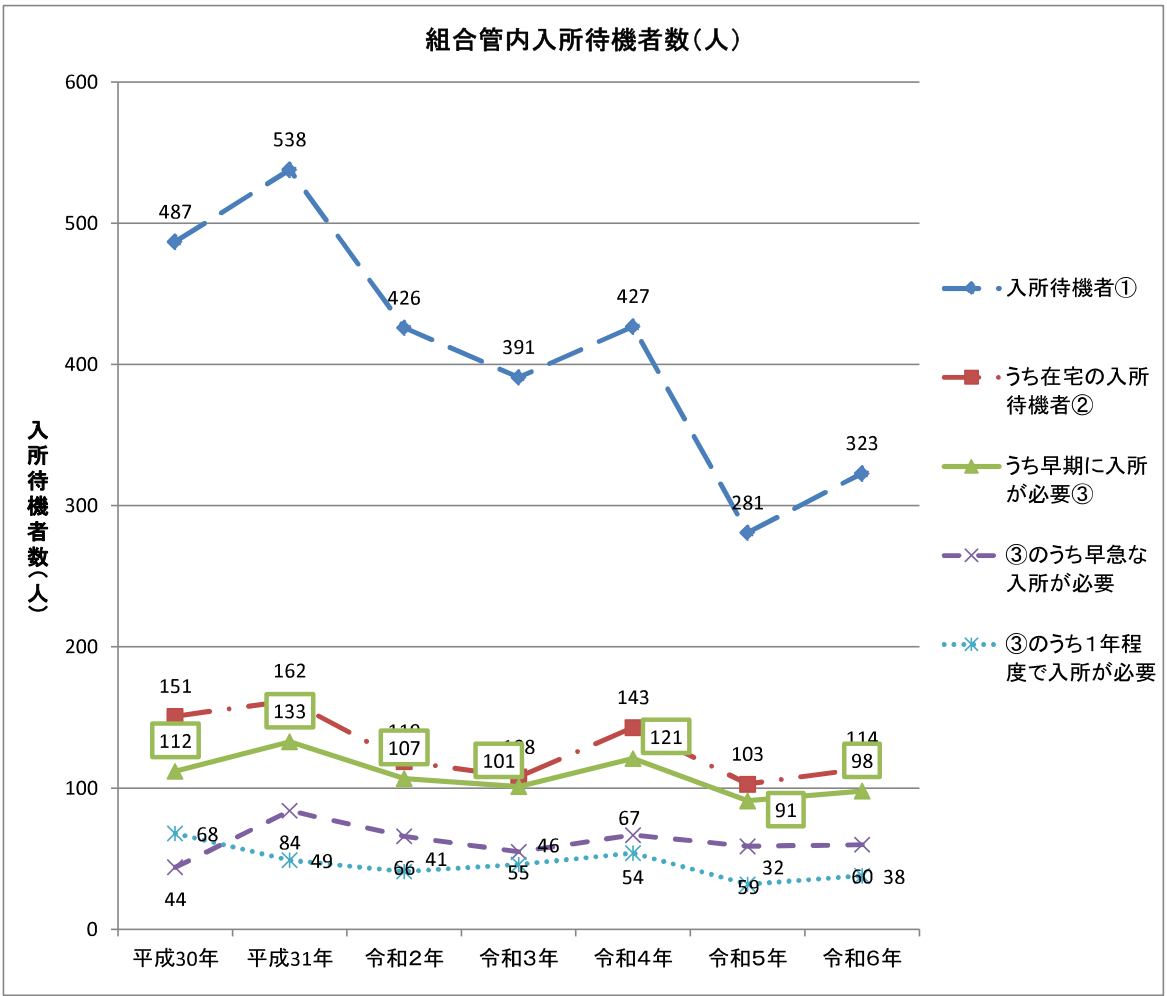
1 特別養護老人ホーム入所待機者数の状況について

(1) 各年基準日(4月1日)現在の在宅待機者の状況

令和6年4月1日現在の入所待機者数は323人であり、うち在宅での入所待機者は114人、そのうち早期に入所が必要とされた方は98人でした。

(一関地区広域行政組合管内計、単位:人)

項目	第7期計画			第8期計画			第9期計画
	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
入所待機者数①	487	538	426	391	427	281	323
うち在宅の入所待機者②	151	162	119	108	143	103	114
うち早期に入所が必要③	112	133	107	101	121	91	98
③のうち早急に入所が必要	44	84	66	55	67	59	60
③のうち1年程度で入所が必要	68	49	41	46	54	32	38



(2) 各年基準日(4月1日)現在の地域別入所待機者の状況

令和6年4月1日現在で、早期に入所が必要な方が最も多い地域は一関地域(34人)で、次いで大東地域、千厩地域(15人)です。また、最も少ない地域は、川崎地域の1人です。

(地域別計、単位:人)

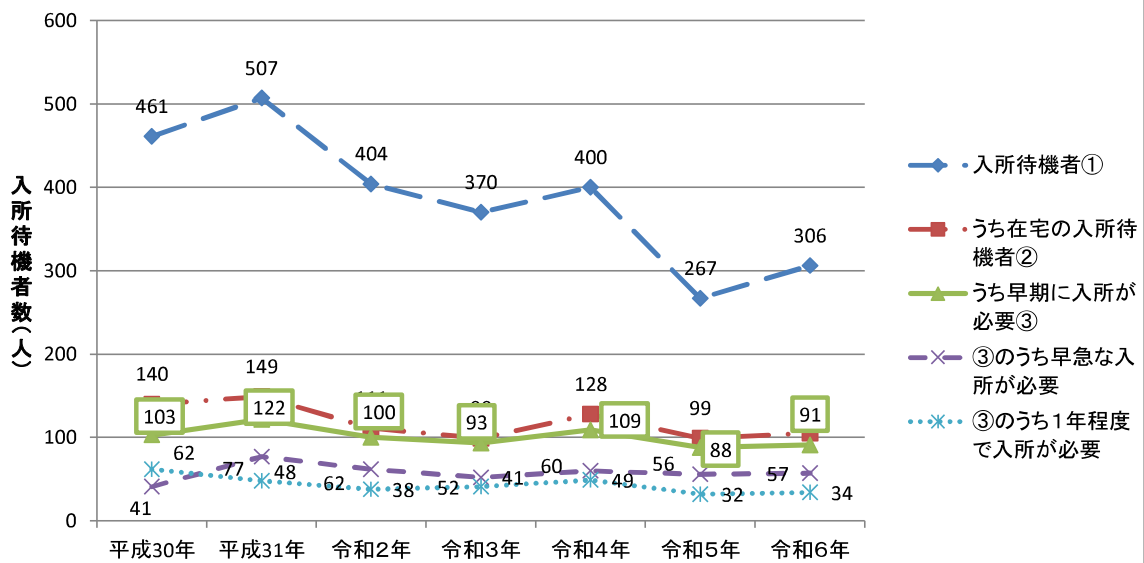
市町名	地域名	計画期	年	入所待機者①	うち在宅の入所待機者②			
					うち早期に入所が必要な者③	③のうち早急な入所が必要	③のうち1年程度で入所が必要	
一関市	一関	第7期計画	30年	159	44	33	17	16
			31年	179	55	44	25	19
			R2年	135	36	30	18	12
		第8期計画	R3年	149	31	29	21	8
			R4年	155	44	35	22	13
			R5年	96	35	30	19	11
		第9期計画	R6年	122	38	34	25	9
	花泉	第7期計画	30年	14	3	1	0	1
			31年	19	8	8	6	2
			R2年	15	1	1	1	0
		第8期計画	R3年	10	4	4	0	4
			R4年	23	9	9	6	3
			R5年	2	0	0	0	0
		第9期計画	R6年	22	14	10	9	1
	大東	第7期計画	30年	80	18	14	3	11
			31年	78	24	17	13	4
			R2年	66	16	15	10	5
		第8期計画	R3年	48	13	11	7	4
			R4年	49	14	12	6	6
			R5年	42	17	17	11	6
		第9期計画	R6年	46	16	15	9	6
	千厩	第7期計画	30年	57	22	19	7	12
			31年	57	19	14	7	7
			R2年	39	18	17	10	7
		第8期計画	R3年	52	22	21	11	10
			R4年	49	30	26	11	15
			R5年	33	12	10	4	6
		第9期計画	R6年	43	17	15	4	11
	東山	第7期計画	30年	43	7	4	0	4
			31年	51	9	9	3	9
			R2年	45	8	8	4	4
		第8期計画	R3年	34	8	8	5	3
			R4年	31	5	5	2	3
			R5年	22	8	8	7	1
		第9期計画	R6年	18	5	5	2	3
	室根	第7期計画	30年	25	12	9	5	4
			31年	30	10	10	6	4
			R2年	20	11	10	6	4
		第8期計画	R3年	17	8	8	0	8
			R4年	30	11	8	4	4
			R5年	16	6	5	4	1
		第9期計画	R6年	17	5	3	2	1
	川崎	第7期計画	30年	22	10	8	2	6
			31年	23	8	7	7	0
			R2年	23	8	7	6	1
		第8期計画	R3年	8	1	1	1	0
			R4年	16	5	5	3	2
			R5年	6	0	0	0	0
		第9期計画	R6年	4	1	1	1	0
	藤沢	第7期計画	30年	61	24	15	7	8
			31年	70	16	13	10	3
			R2年	61	13	12	7	5
		第8期計画	R3年	52	12	11	7	4
			R4年	47	10	9	6	3
			R5年	50	21	18	11	7
		第9期計画	R6年	34	9	8	5	3

(続き)

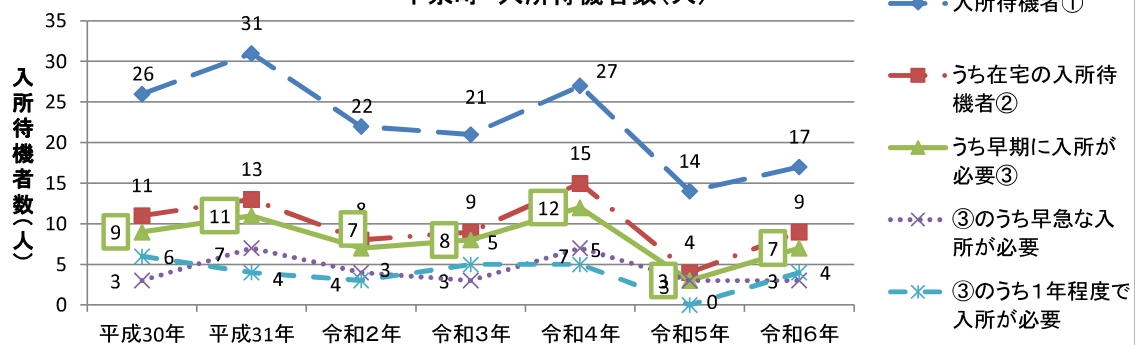
(地域別計、単位:人)

市町名	計画期	年	入所待機者①	うち在宅の入所待機者②	うち早期に入所が必要者③	③のうち早急な入所が必要	③のうち1年程度で入所が必要
一関市	第7期計画	30年	461	140	103	41	62
		31年	507	149	122	77	48
		R2年	404	111	100	62	38
	第8期計画	R3年	370	99	93	52	41
		R4年	400	128	109	60	49
		R5年	267	99	88	56	32
	第9期計画	R6年	306	105	91	57	34
平泉町	第7期計画	30年	26	11	9	3	6
		31年	31	13	11	7	4
		R2年	22	8	7	4	3
	第8期計画	R3年	21	9	8	3	5
		R4年	27	15	12	7	5
		R5年	14	4	3	3	0
	第9期計画	R6年	17	9	7	3	4
合 計	第7期計画	30年	487	151	112	44	68
		31年	538	162	133	84	52
		R2年	426	119	107	66	41
	第8期計画	R3年	391	108	101	55	46
		R4年	427	143	121	67	54
		R5年	281	103	91	59	32
	第9期計画	R6年	323	114	98	60	38

一関市 入所待機者数(人)



平泉町 入所待機者数(人)



2 待機者の追跡調査の結果について

早期に入所が必要な方は、令和6年4月1日現在で98人であったが、12月31日時点では特別養護老人ホームやその他の施設への入所、死亡などにより42人に減少している。

(一関地区広域行政組合管内計、単位：人)

項目	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	R4. 4. 1	R4. 12. 31 (追跡調査)	R5. 4. 1	R5. 12. 31 (追跡調査)	R6. 4. 1	R6. 12. 31 (追跡調査)
入所待機者数①	427	-	281	-	323	-
うち在宅の入所待機者②	143	53	103	52	114	58
うち早期に入所が必要③	121	45	91	42	98	42
③のうち早急に 入所が必要	67	26	59	28	60	24
③のうち1年程度で 入所が必要	54	19	32	14	38	18

令和6年度追跡調査における「早期に入所が必要な方」の減少理由

(単位：人)

R 6 . 4 . 1 A	R 6 . 12 . 31 (追跡調査) B	減少数				
		計 A－B	死亡	特養入所	特養以外の施設等入所	その他(状態・ 状況の変化)
98	42	56	11	25	5	15

指定地域密着型サービス事業者の新規指定について

下記の事業者から、指定地域密着型サービス事業所に係る指定申請書の提出がありました。

今回申請する地域密着型通所介護サービスについては、公募によらない整備をしており、介護保険事業計画における整備計画以外のサービスとなります。

また、対象事業所については、書類審査及び現地確認により、「一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成25年一関地区広域行政組合条例第2号）」に適合していることを確認しております。

1 対象事業者 株式会社航和

（岩手県岩手郡雫石町柿木5番地4）

サービスの種類	地域密着型通所介護
事業所名	デイサービス金沢の丘
事業所所在地	一関市花泉町金沢字上寺袋61-2
指定期間	令和7年3月1日から令和13年2月28日まで
現地確認日	令和7年2月18日（火）
添付書類 (P.3～12)	① 地域密着型サービス事業所指定申請書写し ② 事業所の指定に係る記載事項（付表）写し ③ 事業所の位置図 ④ 事業所の平面図 ⑤ チェックリスト

2 対象事業者 株式会社ドクターアイズ

（北海道札幌市中央区南三条東4丁目1番地20）

サービスの種類	地域密着型通所介護
事業所名	リハニッケー関
事業所所在地	一関市東地主町20番地3
指定期間	令和7年3月3日から令和13年3月2日まで
現地確認日	令和7年2月6日（木）
添付書類 (P.13～22)	① 地域密着型サービス事業所指定申請書写し ② 事業所の指定に係る記載事項（付表）写し ③ 事業所の位置図 ④ 事業所の平面図 ⑤ チェックリスト

様式第1号（第2条関係）



指定地域密着型サービス事業所
指定地域密着型介護予防サービス事業所 指定申請書
指定居宅介護支援事業所

令和6 年 12 月 27 日

一関地区広域行政組合 管理者 様

申請者 所在地 岩手県岩手郡に磐石町柿木5-4
名称 株式会社航和
代表者氏名 代表取締役 佐々木 航

指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所又は指定居宅介護支援事業所の指定を受けたいので、介護保険法第78条の2、第115条の12又は第79条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請者	フリガナ	カブシキガイシャコウワ						
	名 称	株式会社航和						
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 020-0544) 岩手県岩手郡磐石町柿木5番地4						
	連絡先	電話番号	019-692-3669		FAX番号	019-656-9709		
		Email	kazawanooka@kouwa.iwate.jp					
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	代表取締役	フリガナ 氏 名	ササキ ワタル 佐々木 航	生年 月日		
代表者の住所								
指定を受けようとする事業所の種類	同一所在地において行う事業等の種類			指定申請 対象事業 (該当事業に ○)	既に指定を 受けている事業 (該当事業に ○)	指定申請をする 事業の開始予定年月 日	様 式	
	地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護						付表1
		認知症対応型通所介護						付表2
		小規模多機能型居宅介護						付表3
		認知症対応型共同生活介護						付表4
		地域密着型特定施設入居者生活介護						付表5
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						付表6
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護						付表7
		複合型サービス						付表8
		地域密着型通所介護			○		令和7年3月1日	付表9
	居宅介護支援事業						付表10	
	地域密着型 介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護						付表2
		介護予防小規模多機能型居宅介護						付表3
		介護予防認知症対応型共同生活介護						付表4
介護保険事業者番号			(既に指定又は許可を受けている場合)					
医療機関コード等			(保険医療機関として指定を受けている場合)					

・ 裏面に記載に関しての備考があります。

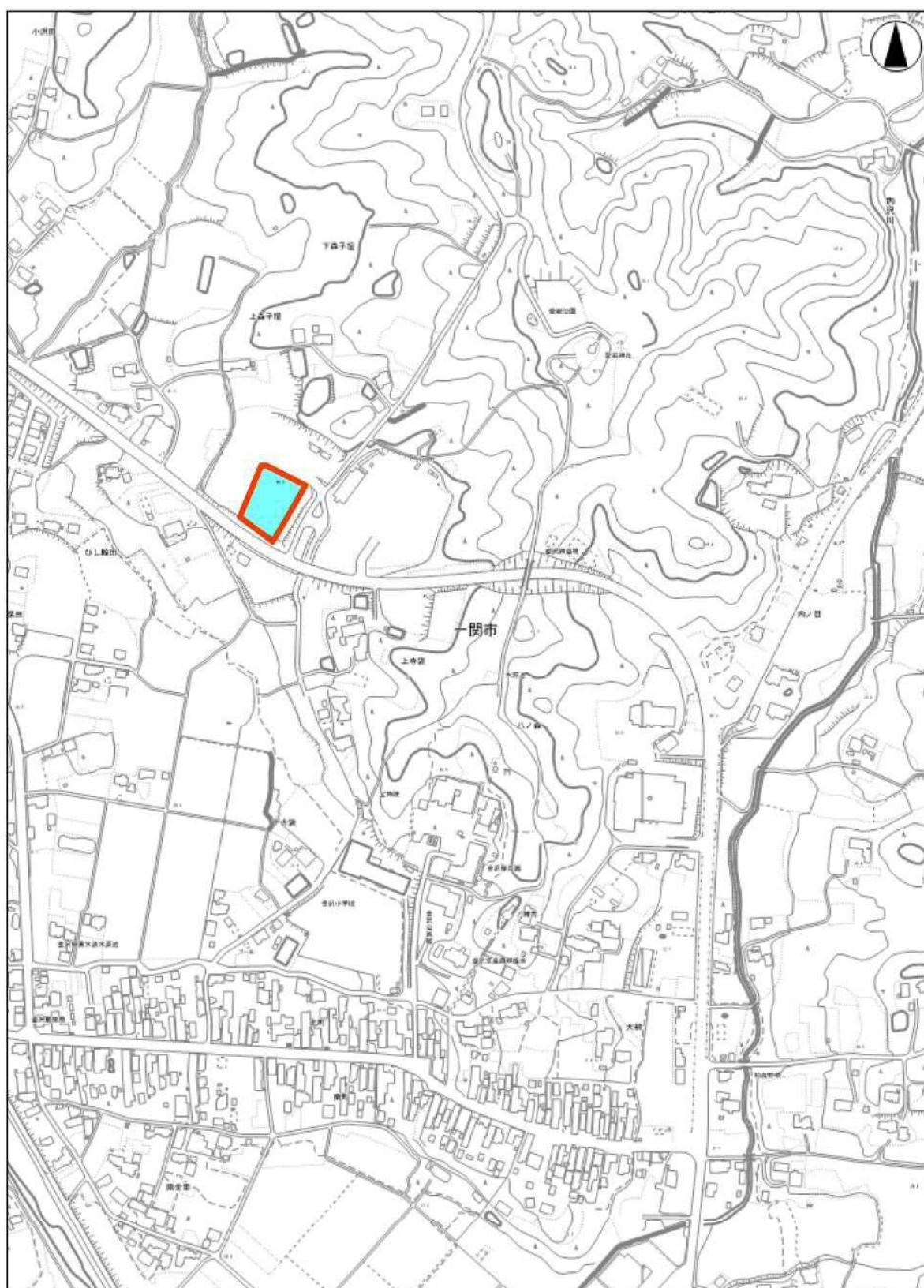
付表 9 地域密着型通所介護(療養通所介護)事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ	デイサービスカザワノオカ				
	名 称	デイサービス金沢の丘				
	所在地	(郵便番号 029-3102) 岩手県一関市花泉町金沢字上寺袋61-2				
	連絡先	電話番号	0191-48-5474	FAX番号	0191-48-5473	
		Email				
管理者	フリガナ	タカハシ ノリフミ	住所	[REDACTED]		
	氏 名	高橋 範文				
	生年月日	[REDACTED]				
	当該通所介護事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)					介護職員
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合のみ記入)	名称				
	兼務する職種及び勤務時間等					
○人員に関する基準の確認に必要な事項						
従業者の職種・員数		生活相談員	看護職員	介護職員	機能訓練指導員	
常 勤(人)		3		5		
非常勤(人)			2	2		
○設備に関する基準の確認に必要な事項						
食堂及び機能訓練室の合計面積			100.68㎡			
営業時間	単位ごとのサービス提供時間(送迎時間を除く) ①9:00～12:15 ②13:15～16:30					
利用定員	18人(単位ごとの定員① 人 ② 人 ③ 人)					
添付書類	別添のとおり					

(地域密着型通所介護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

事業所	フリガナ				
	名 称				
	所在地	(郵便番号 -) 県 都市			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
		Email			
○設備に関する基準の確認に必要な事項					
食堂及び機能訓練室の合計面積			㎡		
営業時間	単位ごとのサービス提供時間(送迎時間を除く) ① : ~ : ② : ~ : ③ : ~ :)				
利用定員	人(単位ごとの定員① 人 ② 人 ③ 人)				
添付書類	平面図				

- 備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
- 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
- 3 機能訓練指導員については、生活相談員又は看護職員若しくは介護職員と兼務しない場合にのみ記載してください。
- 4 当該事業を事業所所在地以外の場所(いわゆる出張所)で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。

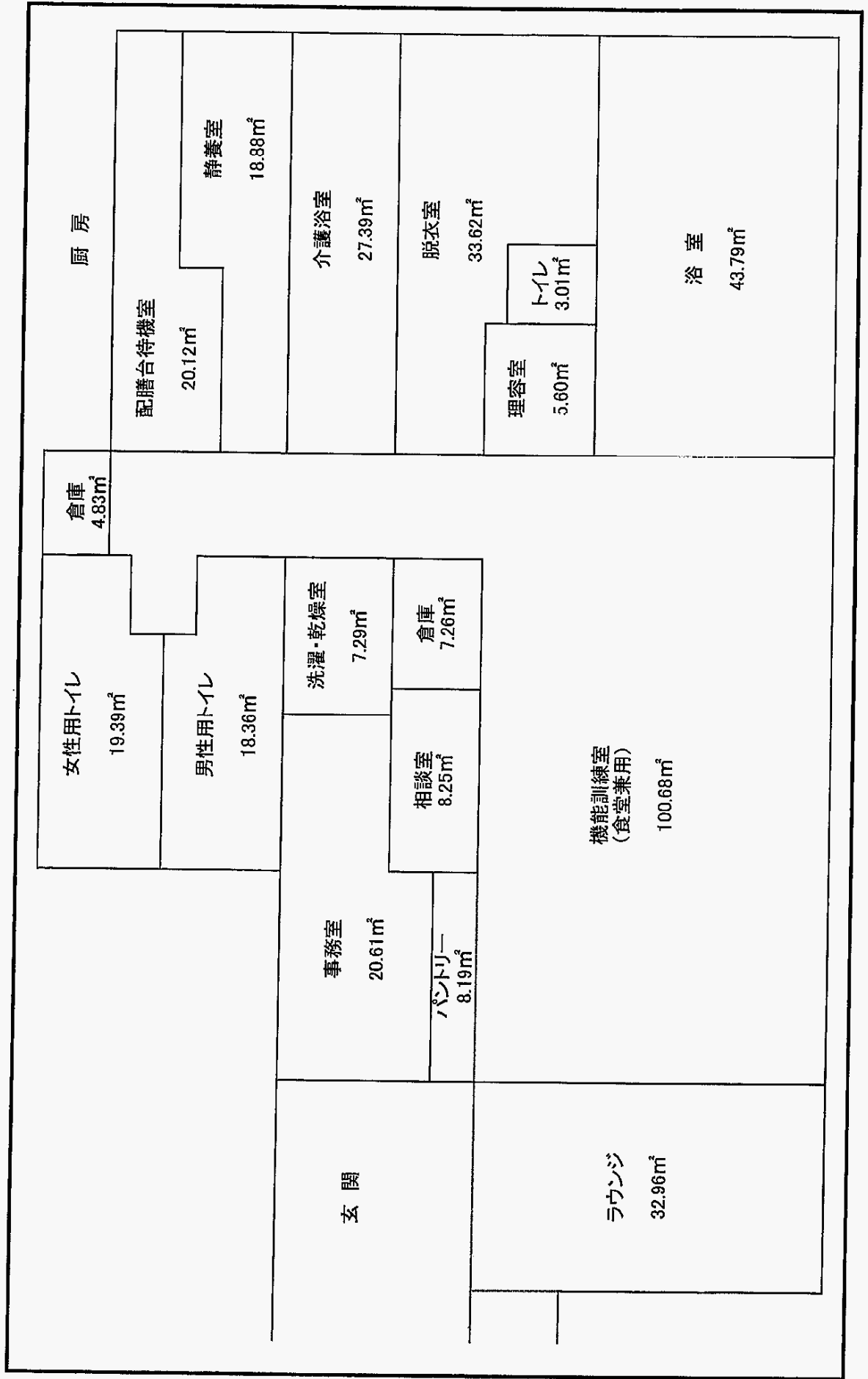


※敷地の境界，その他掲載されている情報の内容を証明するものではありません。

縮尺 1/5000

平面図

事業所・施設の名称	デイサービス金沢の丘
-----------	------------



地域密着型通所介護チェックリスト

申請書受理日	令和 6 年 12 月 27 日
事業者名称	株式会社航和
事業所名称	デイサービス金沢の丘
利用定員	18 人
現地確認実施日	令和 7 年 2 月 18 日

○提出書類

	提出書類名	チェック欄
1	指定申請書【第 1 号様式】	○
2	指定更新申請書【第 5 号様式】	
3	事業所の指定に係る記載事項【付表 9－1】	○
4	事業所等所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項【付表 9－2】	

	添付書類	チェック欄
1	申請者の登記事項証明書又は条例等	○
2	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表【参考様式 1】	○
3	事業所の平面図、配置図、位置図（公図の写し等に予定地をマーカー等で色づけすること。）【参考様式 3】	○
4	設備・備品等に係る一覧表【参考様式 4】	○
5	運営規程（①事業の目的及び運営の方針、②従業員の職種、員数及び職務の内容、③営業日及び営業時間、④利用定員、⑤サービス内容及び利用料等、⑥通常の事業の実施地域、⑦サービス利用に当たっての留意事項、⑧緊急時等における対処方法、⑨非常災害対策、⑩虐待防止のための措置に関する事項、⑪その他運営に関する重要事項）	○
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要【参考様式 5】	○
7	地域密着型介護サービス費の請求に関する事項	○
8	法第 78 条の 2 第 4 項各号に該当しないことを誓約する書面【参考様式 7】	○

地域密着型通所介護チェックリスト

○人員基準

	基 準	申請の内容	適否
管理者	事業所毎に専従常勤の管理者を置かなければならない。 ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事することができる。	管理者兼介護職員 高橋 範文	適
生活相談員	提供時間帯を通じて専従で1以上確保されるための必要数。	サービス提供日：月～土 サービス提供時間：6h 佐藤 政美 (資格) 介護福祉士 阿部 優子 (資格) 社会福祉主事	適
看護職員又は介護職員	(利用定員10名以下の場合) 提供時間帯を通じて専従で1以上確保されるための必要数。		
	(利用定員10名を超える場合) 看護職員 提供時間帯を通じて1以上確保されていること。(配置される必要はないが密接かつ適切な連携必要。) 看護職員は看護師もしくは准看護師	准看護師 菅原 優子 准看護師 千葉 かね子	適
	介護職員 提供時間帯を通じて専従で、利用者15に対して1以上で、5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上。 利用者16～20人 ⇒ 介護職員2以上 利用者21～25人 ⇒ 介護職員3以上・・・	利用者18名 介護職員2名 岩淵 裕子 田野崎 久	適
生活相談員、看護職員または介護職員のうち1人以上は常勤でなければならない。		常勤4人(生活相談員2名、介護職員2名)	適
機能訓練指導員	1以上 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者。 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師。	常勤兼務2人 准看護師 菅原 優子 准看護師 千葉 かね子	適

地域密着型通所介護チェックリスト

○設備基準

基 準	申請の内容	適否
1 食堂、機能訓練室 それぞれ必要な広さがあり、合計面積は$3\text{ m}^2 \times$利用定員以上。 食事の提供及び機能訓練の実施上支障がない場合は、食堂、機能訓練室は同一の場所とできる。	$100.68\text{ m}^2 \geq 54\text{ m}^2$ ($3\text{ m}^2 \times 18\text{ 人} = 54\text{ m}^2$)	適
2 相談室 遮へい物の設置等により、相談の内容が漏えいしないように配慮すること。	相談室あり	適
3 その他 食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室のほか、消火設備その他の設備及び備品を備えること。	食堂兼機能訓練室、静養室、相談室、事務室、消火設備(消火器、避難口誘導灯)	適

○一般基準

基 準	申請の内容	適否
利用定員 1単位 18人以下	定員 18人	適

地域密着型通所介護チェックリスト

○介護給付費関係

加算（減算）項目	確認事項	算定	適否
職員の欠員による減算の状況	「なし」の場合、介護職員の員数が認定基準を充足している。	なし	適
定員超過利用減算	「なし」の場合、月平均の利用者数が運営規程に定める利用定員を超えていない。	なし	適
高齢者虐待防止措置未実施減算	「なし」の場合、虐待防止に関する必要な措置を実施している。	なし	適
業務継続計画未策定減算	「なし」の場合、業務継続計画を策定している。	なし	適
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	感染症又は災害の発生を理由とする利用者の減少が生じ、当該月の利用者の実績が、当該月の前年度における月平均の利用者より100分の5以上減少している。		
時間延長サービスの体制	8時間以上9時間未満の地域密着型通所介護の前後に連続して日常生活の世話を行う場合について、5時間を限度として算定されるもの。当該事業所の実情に応じて、延長サービスを行うために必要な適当数の従業者を置いている。		
共生型サービスの提供	共生型サービスとして地域密着型通所介護サービス提供をする場合に算定。 ・指定生活介護事業者が行う場合 所定単位数の 93/100 ・指定自立訓練（機能訓練）事業者又は指定自立訓練（生活訓練）事業者が行う場合 所定単位数の 95/100 ・指定児童発達支援事業者が行う場合 所定単位数の 90/100 ・指定放課後等デイサービス事業者が行う場合 所定単位数の 90/100		
入浴介助加算Ⅰ	入浴介助を適切に行うことのできる人員及び設備を有している。	有	適
入浴介助加算Ⅱ	医師、理学療法士等が利用者の居宅を訪問して浴室環境と浴室における利用者の動作を評価し、その結果を踏まえた個別の入浴計画を作成。		
中重度者ケア体制加算	基準の看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保している。時間帯を通じて専従の看護職員を1名以上確保している。 前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3，4，5である者の割合が30%以上。		

地域密着型通所介護チェックリスト

生活機能向上連携加算Ⅰ	外部との連携（訪問リハ・通所リハ・リハ実施の医療施設の理学療法士等からの助言）により利用者の身体の状態等の評価を行い個別機能訓練計画を作成し、その進捗状況を3月に1回以上評価している場合、3月に1回を限度に算定。		
生活機能向上連携加算Ⅱ	外部との連携（訪問リハ・通所リハ・リハ実施の医療施設の理学療法士等が事業所を訪問）により利用者の身体の状態等の評価を行い個別機能訓練計画を作成し、その進捗状況を3月に1回以上評価している場合、1月に1回を限度に算定。		
個別機能訓練加算Ⅰイ	専ら機能訓練指導員に従事する理学療法士等を1名配置。機能訓練指導員等が共同で個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき理学療法士等が計画的に機能訓練を実施。機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問して計画を作成し、その後も3月に1回以上利用者の居宅を訪問し、生活状況を確認するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うこと。		
個別機能訓練加算Ⅰロ	加算Ⅰイで配置された理学療法士等に加えて、専ら機能訓練の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置すること。 加算Ⅰイの要件を満たすこと。		
個別機能訓練加算Ⅱ	加算Ⅰイ又は加算Ⅰロのいずれかの要件を満たすこと。 利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報尾厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。		
ADL維持等加算Ⅰ	・評価対象者の数が10人以上。 ・対象者全員について、評価対象利用開始月から起算して6月目においてADLを評価し、その評価に基づく値（ADL値）を測定し、測定した日の属する月ごとに厚生労働省に提出。 ・ADL利得の平均値が1以上		
ADL維持等加算Ⅱ	・評価対象者の数が20人以上。 ・対象者全員について、評価対象利用開始月から起算して6月目においてADLを評価し、その評価に基づく値（ADL値）を測定し、測定した日の属する月ごとに厚生労働省に提出。 ・ADL利得の平均値が2以上		
認知症加算	基準の看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保している。時間帯を通じて、認知症介護の指導に係る専門的な研修等を修了した者を1名以上配置。事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活自立度のランクがⅢ、Ⅳ、Ⅴに該当する者の割合が20%以上。		

地域密着型通所介護チェックリスト

若年性認知症利用者受入加算	受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別に担当者を定めている。		
栄養アセスメント・栄養改善体制	従業者または外部との連携により管理栄養士を1名以上配置。 【栄養アセスメント加算】利用者ごとに管理栄養士等が共同で栄養アセスメントを3月に1回以上行う。利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省へ提出し、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。 【栄養改善体制加算】管理栄養士等が挙動して栄養ケア計画を作成。計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスの提供。利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況をおおむね3月毎に評価し、介護支援専門員や主治医に対して情報提供。		
口腔機能向上加算	言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置。言語聴覚士等による口腔機能改善管理指導計画の作成。計画に基づく口腔機能向上サービスの提供。利用者毎の計画の進捗状況を定期的に評価し、介護支援専門員等へ情報提供。		
科学的介護推進体制加算	利用者毎のADL値、利用状態、口腔機能、認知症の症状その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省へ提出及び情報の活用。	有	適
サービス提供体制強化加算Ⅰ	以下のいずれかに該当。 ・介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の70以上 ・介護職員の総数のうち勤続年数が10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上		
サービス提供体制強化加算Ⅱ	以下に該当。 ・介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上	有	適
サービス提供体制強化加算Ⅲ	以下のいずれかに該当。 ・介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の40以上 ・勤続年数7年以上の介護福祉士が100分の30以上		
介護職員等処遇改善加算	介護職員に対して賃金改善等の処遇改善を実施している場合に、以下の単位数を加算。 加算Ⅰ 加算Ⅱ 加算Ⅲ 加算Ⅳ	有 加算 Ⅰ	適



指定地域密着型サービス事業所
指定地域密着型介護予防サービス事業所 指定申請書
指定居宅介護支援事業所

2025 年 1 月 22 日

一関地区広域行政組合 管理者 様

申請者 所在地 北海道札幌市中央区南三条東4丁目1番地20
名称 株式会社ドクターアイズ
代表者氏名 代表取締役 佐藤隆士

指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所又は指定居宅介護支援事業所の指定を受けたいので、介護保険法第78条の2、第115条の12又は第79条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請者	フリガナ	カブシキガイシャドクターアイズ				
	名称	株式会社ドクターアイズ				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 060 - 0053) 北海道札幌市中央区南三条東4丁目1番地20				
	連絡先	電話番号	011-219-0188	FAX番号	011-219-0166	
		Email	sannin@rehanic.jp			
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	代表取締役	フリガナ 氏名	サトウ タカシ 佐藤 隆士	生年月日
代表者の住所						
指定を受けようとする事業所の種類	同一所在地において行う事業等の種類		指定申請対象事業 (該当事業に○)	既に指定を受けている事業 (該当事業に○)	指定申請をする事業の開始予定年月日	様式
	地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護				付表1
		認知症対応型通所介護				付表2
		小規模多機能型居宅介護				付表3
		認知症対応型共同生活介護				付表4
		地域密着型特定施設入居者生活介護				付表5
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				付表6
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護				付表7
		複合型サービス				付表8
		地域密着型通所介護	○		2025年3月3日	付表9
	居宅介護支援事業					付表10
	介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護				付表2
		介護予防小規模多機能型居宅介護				付表3
介護予防認知症対応型共同生活介護					付表4	
介護保険事業者番号		(既に指定又は許可を受けている場合)				
医療機関コード等		(保険医療機関として指定を受けている場合)				

・ 裏面に記載に関しての備考があります。

付表 9 地域密着型通所介護(療養通所介護)事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ	リハニックイチノセキ			
	名 称	リハニック一関			
	所在地	(郵便番号 021 - 0892) 岩手県一関市東地主町20番地3			
	連絡先	電話番号	0191-34-6069	FAX番号	0191-34-6079
		Email	sannin@rehanic.jp		
管理者	フリガナ	オノデラ タク	住所		
	氏 名	小野寺 卓			
	生年月日				
		当該通所介護事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)			
		機能訓練指導員			
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合のみ記入)	名称			
		兼務する職種及び勤務時間等			
◎人員に関する基準の確認に必要な事項					
従業者の職種・員数		生活相談員	看護職員	介護職員	機能訓練指導員
常 勤(人)		1		1	1
非常勤(人)					
◎設備に関する基準の確認に必要な事項					
食堂及び機能訓練室の合計面積		92.6㎡			
営業時間	単位ごとのサービス提供時間(送迎時間を除く) (①9:00~12:00 ②13:30~16:30)				
利用定員	10人(単位ごとの定員 ① 10人 ② 10人)				
添付書類	別添のとおり				

(地域密着型通所介護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

事業所	フリガナ				
	名 称				
	所在地	(郵便番号 -) 県 都市			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
		Email			
◎設備に関する基準の確認に必要な事項					
食堂及び機能訓練室の合計面積		㎡			
営業時間	単位ごとのサービス提供時間(送迎時間を除く) (① : ~ : ② : ~ : ③ : ~ :)				
利用定員	人(単位ごとの定員① 人 ② 人 ③ 人)				
添付書類	平面図				

- 備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
- 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
- 3 機能訓練指導員については、生活相談員又は看護職員若しくは介護職員と兼務しない場合にのみ記載してください。
- 4 当該事業を事業所所在地以外の場所(いわゆる出張所)で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。



※敷地の境界，その他掲載されている情報の内容を証明するものではありません。

縮尺 1/2500

地域密着型通所介護チェックリスト

申請書受理日	令和 7 年 1 月 22 日
事業者名称	株式会社ドクターアイズ
事業所名称	リハニッケー関
利用定員	10 人
現地確認実施日	令和 7 年 2 月 6 日

○提出書類

	提出書類名	チェック欄
1	指定申請書【第 1 号様式】	○
2	指定更新申請書【第 5 号様式】	
3	事業所の指定に係る記載事項【付表 9－1】	○
4	事業所等所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項【付表 9－2】	

	添付書類	チェック欄
1	申請者の登記事項証明書又は条例等	○
2	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表【参考様式 1】	○
3	事業所の平面図、配置図、位置図（公図の写し等に予定地をマーカー等で色づけすること。）【参考様式 3】	○
4	設備・備品等に係る一覧表【参考様式 4】	○
5	運営規程（①事業の目的及び運営の方針、②従業員の職種、員数及び職務の内容、③営業日及び営業時間、④利用定員、⑤サービス内容及び利用料等、⑥通常の事業の実施地域、⑦サービス利用に当たっての留意事項、⑧緊急時等における対処方法、⑨非常災害対策、⑩虐待防止のための措置に関する事項、⑪その他運営に関する重要事項）	○
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要【参考様式 5】	○
7	地域密着型介護サービス費の請求に関する事項	○
8	法第 78 条の 2 第 4 項各号に該当しないことを誓約する書面【参考様式 7】	○

地域密着型通所介護チェックリスト

○人員基準

	基 準	申請の内容	適否
管理者	事業所毎に専従常勤の管理者を置かなければならない。 ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事することができる。	管理者兼機能訓練指導員 小野寺 卓	適
生活相談員	提供時間帯を通じて専従で1以上確保されるための必要数。	サービス提供日：月～金 サービス提供時間：6h 横山 浩基 (資格) 社会福祉主事	適
看護職員又は介護職員	(利用定員10名以下の場合) 提供時間帯を通じて専従で1以上確保されるための必要数。	看護職員又は介護職員 1名以上 菅原 亜弥子	適
	(利用定員10名を超える場合) 看護職員 提供時間帯を通じて1以上確保されていること。(配置される必要はないが密接かつ適切な連携必要。) 看護職員は看護師もしくは准看護師		
	介護職員 提供時間帯を通じて専従で、利用者15に対して1以上で、5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上。 利用者16～20人 ⇒ 介護職員2以上 利用者21～25人 ⇒ 介護職員3以上・・・		
生活相談員、看護職員または介護職員のうち1人以上は常勤でなければならない。		常勤2人(生活相談員1名、介護職員1名)	適
機能訓練指導員	1以上 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者。 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師。	常勤兼務1人 柔道整復師 小野寺 卓	適

地域密着型通所介護チェックリスト

○設備基準

基 準	申請の内容	適否
1 食堂、機能訓練室 それぞれ必要な広さがあり、合計面積は3 m²×利用定員以上。 食事の提供及び機能訓練の実施上支障がない場合は、食堂、機能訓練室は同一の場所とできる。	92.6 m² ≥ 30 m² (3 m² × 10 人 = 30 m²)	適
2 相談室 遮へい物の設置等により、相談の内容が漏えいしないように配慮すること。	相談室あり	適
3 その他 食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室のほか、消火設備その他の設備及び備品を備えること。	食堂兼機能訓練室、静養室、相談室、事務室、消火設備(消火器、避難口誘導灯)	適

○一般基準

基 準	申請の内容	適否
利用定員 1 単位 18 人以下	定員 10 人	適

地域密着型通所介護チェックリスト

○介護給付費関係

加算（減算）項目	確認事項	算定	適否
職員の欠員による減算の状況	「なし」の場合、介護職員の員数が認定基準を充足している。	なし	適
定員超過利用減算	「なし」の場合、月平均の利用者数が運営規程に定める利用定員を超えていない。	なし	適
高齢者虐待防止措置未実施減算	「なし」の場合、虐待防止に関する必要な措置を実施している。	なし	適
業務継続計画未策定減算	「なし」の場合、業務継続計画を策定している。	なし	適
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	感染症又は災害の発生を理由とする利用者の減少が生じ、当該月の利用者の実績が、当該月の前年度における月平均の利用者より100分の5以上減少している。		
時間延長サービスの体制	8時間以上9時間未満の地域密着型通所介護の前後に連続して日常生活の世話を行う場合について、5時間を限度として算定されるもの。当該事業所の実情に応じて、延長サービスを行うために必要な適当数の従業者を置いている。		
共生型サービスの提供	共生型サービスとして地域密着型通所介護サービス提供をする場合に算定。 ・指定生活介護事業者が行う場合 所定単位数の 93/100 ・指定自立訓練（機能訓練）事業者又は指定自立訓練（生活訓練）事業者が行う場合 所定単位数の 95/100 ・指定児童発達支援事業者が行う場合 所定単位数の 90/100 ・指定放課後等デイサービス事業者が行う場合 所定単位数の 90/100		
入浴介助加算Ⅰ	入浴介助を適切に行うことのできる人員及び設備を有している。		
入浴介助加算Ⅱ	医師、理学療法士等が利用者の居宅を訪問して浴室環境と浴室における利用者の動作を評価し、その結果を踏まえた個別の入浴計画を作成。		
中重度者ケア体制加算	基準の看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保している。時間帯を通じて専従の看護職員を1名以上確保している。 前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3，4，5である者の割合が30%以上。		

地域密着型通所介護チェックリスト

生活機能向上連携加算Ⅰ	外部との連携（訪問リハ・通所リハ・リハ実施の医療施設の理学療法士等からの助言）により利用者の身体の状態等の評価を行い個別機能訓練計画を作成し、その進捗状況を3月に1回以上評価している場合、3月に1回を限度に算定。		
生活機能向上連携加算Ⅱ	外部との連携（訪問リハ・通所リハ・リハ実施の医療施設の理学療法士等が事業所を訪問）により利用者の身体の状態等の評価を行い個別機能訓練計画を作成し、その進捗状況を3月に1回以上評価している場合、1月に1回を限度に算定。		
個別機能訓練加算Ⅰイ	専ら機能訓練指導員に従事する理学療法士等を1名配置。機能訓練指導員等が共同で個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき理学療法士等が計画的に機能訓練を実施。機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問して計画を作成し、その後も3月に1回以上利用者の居宅を訪問し、生活状況を確認するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うこと。	有	適
個別機能訓練加算Ⅰロ	加算Ⅰイで配置された理学療法士等に加えて、専ら機能訓練の職務に従事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置すること。 加算Ⅰイの要件を満たすこと。		
個別機能訓練加算Ⅱ	加算Ⅰイ又は加算Ⅰロのいずれかの要件を満たすこと。 利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報尾厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。		
ADL維持等加算Ⅰ	・評価対象者の数が10人以上。 ・対象者全員について、評価対象利用開始月から起算して6月目においてADLを評価し、その評価に基づく値（ADL値）を測定し、測定した日の属する月ごとに厚生労働省に提出。 ・ADL利得の平均値が1以上	有	適
ADL維持等加算Ⅱ	・評価対象者の数が20人以上。 ・対象者全員について、評価対象利用開始月から起算して6月目においてADLを評価し、その評価に基づく値（ADL値）を測定し、測定した日の属する月ごとに厚生労働省に提出。 ・ADL利得の平均値が2以上		
認知症加算	基準の看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保している。時間帯を通じて、認知症介護の指導に係る専門的な研修等を修了した者を1名以上配置。事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活自立度のランクがⅢ、Ⅳ、Ⅴに該当する者の割合が20%以上。		

地域密着型通所介護チェックリスト

若年性認知症利用者受入加算	受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別に担当者を定めている。		
栄養アセスメント・栄養改善体制	従業者または外部との連携により管理栄養士を1名以上配置。 【栄養アセスメント加算】利用者ごとに管理栄養士等が共同で栄養アセスメントを3月に1回以上行う。利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省へ提出し、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。 【栄養改善体制加算】管理栄養士等が挙動して栄養ケア計画を作成。計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスの提供。利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況をおおむね3月毎に評価し、介護支援専門員や主治医に対して情報提供。		
口腔機能向上加算	言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置。言語聴覚士等による口腔機能改善管理指導計画の作成。計画に基づく口腔機能向上サービスの提供。利用者毎の計画の進捗状況を定期的に評価し、介護支援専門員等へ情報提供。		
科学的介護推進体制加算	利用者毎のADL値、利用状態、口腔機能、認知症の症状その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省へ提出及び情報の活用。	有	適
サービス提供体制強化加算Ⅰ	以下のいずれかに該当。 ・介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の70以上 ・介護職員の総数のうち勤続年数が10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上		
サービス提供体制強化加算Ⅱ	以下に該当。 ・介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上	有	適
サービス提供体制強化加算Ⅲ	以下のいずれかに該当。 ・介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の40以上 ・勤続年数7年以上の介護福祉士が100分の30以上		
介護職員等処遇改善加算	介護職員に対して賃金改善等の処遇改善を実施している場合に、以下の単位数を加算。 加算Ⅰ 加算Ⅱ 加算Ⅲ 加算Ⅳ	有 加算 Ⅱ	適

指定介護予防支援事業者の指定更新について

1 概要

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に基づいて指定した介護保険サービスの事業者は、基準の適合状況を定期的に確認するため、指定の効力に 6 年間の期限が設けられています。

これにより、事業者は指定日から 6 年を経過するごとに指定の効力を失うこととなるため、有効期間満了日までに指定の更新を受ける必要があります。

今回指定の更新を行おうとする次の事業所については、これまで重大な基準違反と認められる事項はなく、一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成 27 年一関地区広域行政組合条例第 1 号)の人員基準、設備基準に適合していることを確認しております。

2 対象事業所

- (1) 事業所名 ふじさわ地域包括支援センター指定介護予防支援事業所
- (2) 事業者名 一関市
- (3) 事業所所在地 一関市藤沢町藤沢字町裏 52 番地 2
- (4) 指定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日
(更新前 平成 31 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日)

3 現地確認日 令和 7 年 2 月 7 日(金)

4 人員等の基準

	基 準	申請の内容	適否
管理者	指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。	常勤兼務 小野寺 朝子 (地域包括支援センター看護師との兼務)	適

従業者	地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を置かなければならない。 第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに3職種（保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずるものを含む））各1人 第1号被保険者の数がおおむね2,000人以上3,000人未満の場合、3職種のうち保健師その他これに準ずる者1人及び社会福祉士その他これに準ずる者又は主任介護支援専門員その他これに準ずる者のいずれか1人	・常勤兼務の3職種3人 （うち1人は管理者兼務） ※第1号被保険者数3,000人以上6,000人未満 ・その他の非常勤専従1人	適
設備及び備品等	事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 専用の事務室又は区画について、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保しなければならない。	必要な広さの区画、設備等と相談・会議等に対応するスペースを確保している。	適

◎位置図





別紙様式第二号(二)

- 指定地域密着型サービス事業所
指定地域密着型介護予防サービス事業所
指定居宅介護支援事業所
☐ 指定介護予防支援事業所

指定更新申請書

令和 7 年 1 月 6 日

一関地区広域行政組合 管理者 様

所在地 岩手県一関市竹山町7-2

申請者 名称 一関市

代表者職名・氏名 一関市長 佐藤 善仁

介護保険法に規定する事業所に係る指定の更新を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

		法人番号		4 0 0 0 0 2 0 0 3 2 0 9 3											
申請者	フリガナ	イチノセキン													
	名称	一関市													
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 021 - 8501) 岩手県一関市竹山町7-2 一関市役所													
	連絡先	電話番号	0191-21-2111 (内線)						FAX番号	0191-21-2164					
		Email													
事業所	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	一関市長		フリガナ	サトウ ヨシヒト				生年月日					
					氏名	佐藤 善仁									
					(郵便番号)										
	代表者の住所														
事業所	事業等の種類	介護予防支援				介護保険事業所番号	0 3 0 0 9 0 0 0 6 5								
	指定有効期間満了日	2025年3月31日													
	フリガナ	フジサワチキホウカツシエンセンターシティカイゴボウシエンジギョウショ													
	名称	ふじさわ地域包括支援センター指定介護予防支援事業所													
	所在地	(郵便番号 029 - 3405) 岩手県一関市藤沢町藤沢字町裏52-2													
事業所	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき														
	フリガナ														
	名称														
	主たる事務所の所在地	(郵便番号) 都 道 市 区 府 県 町 村													
管理者	フリガナ	オノデラ トモコ								生年月日					
	氏名	小野寺 朝子													
	住所	(郵便番号)													

- 備考 1 「事業等の種類」に該当する付表と必要書類を添付してください。
2 様式右上の申請者の所在地と様式中央の申請者欄の主たる事務所の所在地は必ず一致させる必要はありません。また、申請者欄の主たる事務所の所在地は、原則として、登記事項証明書の内容を記載してください。ただし、建物名や部屋番号を追記することも可能です。
3 電子申請届出システムを利用する際は、「事業等の種類」に該当する付表を入力してください。
4 「当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき」の対象が2つ以上の場合は、付表に該当する事業所を記入してください。

付表第二号(十二) 指定介護予防支援事業所の指定等に係る記載事項

事業所	法人番号	4000020032093		
	フリガナ	フジサワチイキホウカツシエンセンターシテイカイゴボウシエンジギョウシヨ		
	名 称	ふじさわ地域包括支援センター指定介護予防支援事業所		
	所在地	(郵便番号 029 - 3405) 岩手県一関市藤沢町藤沢字町裏52-2		
連絡先	電話番号	0191-63-3181	(内線) 601	FAX 番号 0191-63-2094
	Email	koureicen@city.ichinoseki.iwate.jp		
管理者	フリガナ	オノデラ トモコ	住所	(郵便番号
	氏 名	小野寺 朝子		
	生年月日			
	当該介護予防支援事業所における他の職務との兼務の有無			☒ 有 ☐ 無
	地域包括支援センターの従業者との兼務(兼務の場合のみ記入)	名称	ふじさわ地域包括支援センター	
	兼務する職種及び勤務時間等	看護師 8:30~17:15		
○人員に関する基準の確認に必要な事項				
従業者の職種・員数(人)		担当職員		
		専従	兼務	
		常 勤(人)	3	
非常勤(人)	1			
事業開始時の利用者の推定数		130 人		
添付書類		別添のとおり		

- 備考
- 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は次頁の記入欄不足時の書類を添付してください。
 - 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。

介護保険料における基準額の改正について

- 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）では、介護保険料の算定において、老齢基礎年金（満額）の支給額相当として、年金収入等80万円を基準として設定している。（第1、第2、第4、第5段階）

※ 基準設定時（平成17年度）の老齢基礎年金（満額）の支給額
794,500円/年

- 国では、令和6年（1～12月）の老齢基礎年金（満額）の支給額が809,000円となり、80万円を超えることを踏まえ、基準を見直し、介護保険法施行令を改正し、年金収入等809,000円を基準とすることとした。（令和7年4月1日施行）

- 以上により、令和7年度からの当組合の介護保険料の基準について、裏面のとおり改正する。

【介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年1月22日政令第11号）】
内閣は、介護保険法（平成9年法律第123号）第129条第2項の規定に基づき、この政令を制定する。

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部を次のように改正する。
第38条第1項第1号ハ及び第4号イ並びに第39条第1項第1号ハ及び第4号イ中「80万円」を「80万9千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令による改正後の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料に係る保険料率の算定について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料に係る保険料率の算定については、なお従前の例による。

※ 高額介護（予防）サービス費、補足給付における年金収入等80万円の基準についても、同様に措置される予定（令和7年8月施行予定）

(6) 保険料基準額の算定

第1号被保険者の介護保険料は、第9期計画期間(令和6～8年度)中の保険給付費及び地域支援事業費を基に算定します。

保険料収納必要額÷予定保険料収納率(99.0%)÷補正後被保険者数÷12(か月)

第1号被保険者保険料基準額（月額）	6,155円
-------------------	--------

4 第1号被保険者の年額保険料

区分	対象者	基準額に対する割合	年額保険料(円)
第1段階	生活保護受給者	0.285 (0.455)	21,100
	老齢福祉年金受給者		
第2段階	本人とその世帯全員が市町村民税非課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方 80.9万円	28,800
		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超え120万円以下の方 80.9万円	
第3段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える方	50,600
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方 80.9万円	66,500
第5段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方 80.9万円	73,900
第6段階	本人が市町村民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の方	88,600
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	96,000
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	110,800
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	125,600
第10段階		前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	140,300
第11段階		前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	155,100
第12段階		前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	169,900
第13段階		前年の合計所得金額が720万円以上の方	177,300